

令和元年 12 月 5 日

関係各位

国土交通省自動車局環境政策課

自動車環境総合改善対策費補助金（事業Ⅱ・事業Ⅲ）の
交付予定枠の内定及び交付申請等手続きについて

標記補助金の交付予定枠の内定については、補助金額の調整に時間を要したため、例年より遅れて交付内定通知を発出することとなりました。

つきましては、今後の補助金申請については、下記のとおりご対応をお願いいたします。

記

（１）通常申請

①申請対象車両

令和２年２月１日から令和２年３月３１日までの間に新車新規登録（使用過程車を補助対象車両に改造する場合は自動車検査証を交付。）されるもの（ただし、交付予定枠申込後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）から内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間

令和２年１月１０日まで

（２）実績申請

①申請対象車両

原則として、平成３１年４月１日から令和２年１月３１日までの間に新車新規登録（使用過程車を補助対象車両に改造した場合は自動車検査証を交付。）されたもの（ただし、交付予定枠申込後、地方運輸局長から内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間

登録された日から３０日を経過した日まで。ただし、令和元年１２月３１日までに登録されたものにあつては、令和２年１月３１日までを申請受付期間とする。

（３）その他

（１）（２）の対応について個別の事情があれば、管轄の地方運輸局へご相談下さい。

以上